令和８年　第16回　福岡市選挙管理委員会

８月５日（水）　午前10時30分

議　　題

１　議案

議案第22号　福岡市長選挙における印影印刷用公印の使用について

議案第23号　個人演説会等の施設の指定の取消しについて

議案第24号　個人演説会等の施設の設備の程度の承諾について

２　報告事項

①　政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

②　令和８年度福岡市明るい選挙推進協議会総会について

３　その他

今後の委員会開催予定日時

・令和８年８月20日（木）　午前10時30分

・令和８年９月７日（月）　午前10時30分

・令和８年９月24日（木）　午前10時30分

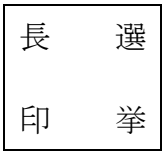
議案第22号

福岡市長選挙における印影印刷用公印の使用について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙において、次のように印影印刷用公印を使用することとし、告示するもの。

令和８年８月５日

福岡市選挙管理委員会
委員長　冨永　計久

印刷物の名称	色	印影印刷用公印の名称	ひな形	形状	大きさ	用途
選挙運動用通常葉書差出票	赤	選挙長印		正方形	20ミリメートル	選挙

（理由）
福岡市選挙管理委員会規程第28条及び福岡市公印規則第９条の規定による。

（関係法令）

〇福岡市選挙管理委員会規程

（公印）

第27条　（略）

２　委員会が選任する選挙長の公印の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は別表第1の2のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする。

（公印の取扱い）

第28条　前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

〇福岡市公印規則

（印影印刷）

第９条　市、市長、区長又は福祉事務所長に係る公印を使用すべき文書で、一定の字句若しくは内容のものを多数印刷するもの又は市長が必要と認めたものについては、第６条に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを伸縮した印影（以下この条において「印影」という。）を印刷することができる。

２　（略）

３　市長は、第１項の規定により印影を印刷した文書（以下「印影印刷物」という。）及び印影印刷用公印の名称並びに印影のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

４　（略）

議案第23号

個人演説会等の施設の指定の取消しについて

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる次の施設について、施設の指定を取り消す。

令和８年８月５日

福岡市選挙管理委員会
委員長　冨永　計久

指定を取り消す施設

施　設　名	所　在　地	管理者名
市立西入部集会所	福岡市早良区西入部二丁目４番３号	福岡市長 （市民局地域施策課）
市立千里集会所	福岡市西区大字千里４５１番６号	福岡市長 （市民局地域施策課）

（理由）

公職選挙法第161条第１項第３号の規定により指定した施設が廃止されたことによる。

（関係法令）

○公職選挙法

（公営施設使用の個人演説会等）

第百六十一条　公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一　学校及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）

二　地方公共団体の管理に属する公会堂

三　前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

２　前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

３　市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

４　前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

〇個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施　設　管　理　者	市　　選　　管	県　選　管
施設指定の事務		区選管との事前協議 指定のための協議 ← 指定についての同意 → **＜委員会議決＞ 指定の議決 (法161条１項３号)** 指定の通知 ← 指定の報告 → (法161条３項)	施設指定の告示 (法161条４項)
設備の程度及び費用の額の承認の事務	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 → (令119条２項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条２項・121条) ※　概ね告示により公表を行っている。	**＜委員会議決＞** 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 ← (令119条２項・121条) 区選管への通知・連絡	

議案第24号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については、申請のとおり承諾し、及び承認する。

令和８年８月５日

福岡市選挙管理委員会
委 員 長　　冨　永　　計　久

申請内容
別紙のとおり

（理由）

公職選挙法第161条第１項第１号に該当する個人演説会等の施設の管理者から、公職選挙法施行令第119条第２項及び第121条の規定により、当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより、それぞれ承諾及び承認を行う。

教総第６９１号
令和８年７月９日

福岡市選挙管理委員会
委員長　冨永　計久　様

福岡市教育委員会
教育長　下川　祥二
（総務部総務課）

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

１　新規

⑴　学校

区分	施設の名称（所在地）	種　別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平　日	日曜日	休　日	面積㎡	収容人員	照明	演壇	聴衆席	控所	会場看板	放送設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	福岡市立周船寺中学校	講堂兼体育館	福岡市立学校施設使用料条例(昭和23年福岡市条例第９号)別表に掲げる額			1,120	1,120	有	有	板張	有	無	有

〇個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施　設　管　理　者	市　　選　　管	県　選　管
施設指定の事務	指定についての同意 →	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 **＜委員会議決＞** 指定の議決 （法161条１項３号） ← 指定の通知 指定の報告 → （法161条３項）	→ 施設指定の告示 （法161条４項）
設備の程度及び費用の額の承認の事務	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条２項・121条) →	**＜委員会議決＞** **設備の程度及び費用の額の承諾及び承認** **(令119条２項・121条)** ← 区選管への通知・連絡	
	設備の程度及び費用の額の公表 （令119条２項・121条） ※　概ね告示により公表を行っている。		

（関係法令）

〇公職選挙法

（公営施設使用の個人演説会等）

第百六十一条　公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一　学校及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）

二　地方公共団体の管理に属する公会堂

三　前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

２　前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

３　市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

４　前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

〇公職選挙法施行令

（個人演説会等の施設の設備）

第百十九条　（略）

２　個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、･･･（略）･･･設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

３　（略）

（個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用）

第百二十一条　･･･（略）･･･公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市立学校施設使用料条例

別表

種別	単位	金額	
		一般	公共
講堂兼体育館	1時間につき	円 250	円 150
柔剣道場		150	100
教室		100	50
校庭		200	100

備考

1　空調設備の利用を伴う場合の講堂兼体育館の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に350円を加算した額とする。

2　夜間照明施設の利用を伴う場合の校庭の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に600円を加算した額とする。

3　「一般」とは、次項に定める使用以外の使用をいう。

4　「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいう。

(1)　市又は教育委員会が後援する事業のため使用するとき。

(2)　教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。

報告事項１

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和12年６月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

１　市議会議員選挙

（1）候補者等用　　１人（全交付数　58人）

（2）後援団体用　　０団体（全交付数　58団体）

２　市長選挙

（1）候補者等用　　０人（全交付数　０人）

（2）後援団体用　　０団体（全交付数　０団体）

報告事項２

令和８年度
福岡市明るい選挙推進協議会

総　　会

日　時　　令和８年７月 23 日（木）　午前 10 時～

会　場　　アクロス福岡 601 会議室

次　　第

１　開　会

２　議題

（1）役員の改選

（2）福岡市明るい選挙推進協議会規約の改正

３　報告事項

（1）令和７年度　福岡市明るい選挙推進事業報告

（2）令和８年度　福岡市明るい選挙推進事業計画（案）

４　閉　会

目　　次

福岡市明るい選挙推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・１頁

福岡市明るい選挙推進協議会規約・・・・・・・・・・・・・・２頁

福岡市明るい選挙推進協議会規約改正案・・・・・・・・・・・５頁

福岡市明るい選挙推進協議会規約　新旧対照表・・・・・・・８頁

令和７年度　福岡市明るい選挙推進事業報告・・・・・・・・９頁

令和８年度　福岡市明るい選挙推進事業計画(案）・・・・・11 頁

令和８年２月８日執行　衆議院議員総選挙啓発事業（実施報告）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁

参考資料

〇令和８年７月 15 日「記者発表資料」

〇市長選挙及び市議会議員選挙における年代別投票率の推移

〇令和７年度福岡市明るい選挙推進事業報告（別紙）

〇せんきょかわら版　No.４９

〇令和８年度　明るい選挙カレンダー

〇セセウフ通信「ＣＥＣＥＵＦ　ＪＯＵＲＮＡＬ」vol.11

〇考える主権者をめざす情報誌「Ｖｏｔｅｒｓ」　８９号～９２号

福岡市明るい選挙推進協議会委員名簿

任期　令和８年７月１日～令和10年６月３０日

役　職	氏　　名	区　分	所属団体・役職名
	藤　田　和　仁	区明推協	福岡市東区明るい選挙推進協議会会長
	西　　滋　修	区明推協	福岡市博多区明るい選挙推進協議会会長
	飯　盛　利　康	区明推協	福岡市中央区明るい選挙推進協議会会長
	藤　田　香津美	区明推協	福岡市南区明るい選挙推進協議会会長
	菅　　尚　之	区明推協	福岡市城南区明るい選挙推進協議会代表
	久保山　國　高	区明推協	福岡市早良区明るい選挙推進協議会会長
	岡　　弘	区明推協	福岡市西区明るい選挙推進協議会会長
	日　高　知　子	地域団体代表	福岡市七区男女共同参画協議会代表
	春　名　麻　季	学識経験者	福岡大学法学部教授
	益　田　　仁	学識経験者	中村学園大学教育学部専任講師
	宗　像　　優	学識経験者	九州産業大学地域共創学部教授
	川原田　健　雄	報道関係者	西日本新聞社編集局報道センター長
	坂　口　雄　亮	報道関係者	毎日新聞社西部社会部長
	村　方　和　樹	報道関係者	読売新聞西部本社社会部長
	飯　塚　一　朗	報道関係者	ＮＨＫ福岡放送局コンテンツセンター専任部長
	能　見　信　二	報道関係者	ＲＫＢ毎日放送報道部長
	井　尻　　崇	報道関係者	ＫＢＣ九州朝日放送報道情報センター長
	笹　村　慶　太	報道関係者	ＴＮＣテレビ西日本報道センター報道取材部長
	山　下　雄　三	報道関係者	ＦＢＳ福岡放送報道部長
	若　林　康　介	報道関係者	ＴＶＱ九州放送報道スポーツ局報道部長

（順不同、敬称略）

福岡市明るい選挙推進協議会規約

（目的）
第１条　この協議会は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって明るく行われるように常にあらゆる機会を通じて福岡市民の政治意識の向上と遵法精神の高揚に努め、理想選挙の実現を図ることを目的とする。

（名称）
第２条　この協議会は、福岡市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）
第３条　協議会の事務所は、福岡市選挙管理委員会事務局内に置く。

（事業）
第４条　協議会は、第１条の目的を達成するため福岡市選挙管理委員会と協力し、社会教育団体と提携して次に掲げる事業を行う。

(1)　話し合い活動に対し助言を行うこと。
(2)　講演会、研修会、講座等を開催すること。
(3)　調査・研究に関すること。
(4)　選挙時における啓発事業の計画及び推進に関すること。
(5)　その他、目的達成上必要な事項。

（組織）
第５条　協議会は、委員若干人で組織する。

２　委員は、報道機関、青年団体、女性団体、社会教育団体、その他公共的団体の代表者、区明るい選挙推進協議会の代表者及び学識経験者とする。

（役員）
第６条　協議会に、次の役員を置く。

会　長　　１人
副会長　　２人

２　会長及び副会長は、協議会において委員の中から互選する。

（顧問）
第７条　協議会に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、協議会において推薦する。

３　協議会は、必要があると認めるときは、顧問の意見を求めるため、会議への出席を要請することができる。

（委員の就任及び辞任）
第８条　委員の就任及び辞任については、会長があらかじめ承認し、次の会議において報告し、その承諾を求めるものとする。

（役員の職務権限）
第９条　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を行う。

（任期）
第 10 条　協議会の役員及び委員の任期は、いずれも２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　役員及び委員は、前項に規定した任期が満了したのちも後任者が就任するときまでは在任することができる。

３　補欠によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第 11 条　協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

２　協議会の会議の議長は、会長をもってあてる。

３　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（他の機関との関係）
第 12 条　協議会が第４条に規定する事業を実施するにあたっては、福岡市選挙管理委員会及び区明るい選挙推進協議会と密接な連絡協調をはかるものとする。

（庶務）
第 13 条　協議会の庶務は、福岡市選挙管理委員会事務局において処理する。

（経費）
第 14 条　協議会の経費は、福岡市選挙管理委員会の明るい選挙推進事業費をもってあてる。

（その他）
第 15 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

附　　則

この規約は、昭和３７年６月１日から施行する。

附　　則（昭和４８年７月１６日改正）

この改正規約は、昭和４８年７月１６日から施行する。

附　　則（昭和４９年３月２７日改正）

この改正規約は、昭和４９年３月２７日から施行する。

附　　則（平成２年４月２４日改正）

この改正規約は、平成２年４月２４日から施行する。

附　　則（平成１７年７月５日改正）

この改正規約は、平成１７年７月５日から施行する。

附　　則（令和６年７月２６日改正）

この改正規約は、令和６年７月２６日から施行する。

（改正案）

福岡市明るい選挙推進協議会規約

（目的）
第１条　この協議会は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって明るく行われるように常にあらゆる機会を通じて福岡市民の政治意識の向上と遵法精神の高揚に努め、理想選挙の実現を図ることを目的とする。

（名称）
第２条　この協議会は、福岡市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）
第３条　協議会の事務所は、福岡市選挙管理委員会事務局内に置く。

（事業）
第４条　協議会は、第１条の目的を達成するため福岡市選挙管理委員会と協力し、社会教育団体と提携して次に掲げる事業を行う。

(1)　話し合い活動に対し助言を行うこと。
(2)　講演会、研修会、講座等を開催すること。
(3)　調査・研究に関すること。
(4)　選挙時における啓発事業の計画及び推進に関すること。
(5)　その他、目的達成上必要な事項。

（組織）
第５条　協議会は、委員若干人で組織する。

２　委員は、報道機関、青年団体、女性団体、社会教育団体、その他公共的団体の代表者、区明るい選挙推進協議会の代表者及び学識経験者とする。

（役員）
第６条　協議会に、次の役員を置く。

会　長　　１人
副会長　　２人

２　会長及び副会長は、協議会において委員の中から互選する。

（顧問）
第７条　協議会に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、協議会において推薦する。

３　協議会は、必要があると認めるときは、顧問の意見を求めるため、会議への出席を要請することができる。

（委員の就任及び辞任）
第８条　委員の就任及び辞任については、会長があらかじめ承認し、次の会議において報告し、その承諾を求めるものとする。

（改正案）

（役員の職務権限）
第９条　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を行う。

（任期）
第 10 条　協議会の役員及び委員の任期は、いずれも２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　役員及び委員は、前項に規定した任期が満了したのちも後任者が就任するときまでは在任することができる。

３　補欠によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第 11 条　協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

２　協議会の会議は、会長が必要と認めるときは、前項の規定による招集を行わず、書面による決議をもって会議の決議とすることができる。ただし、委員の過半数から会議の招集を求められたときは、会長は、会議を招集しなければならない。

３　協議会の会議の議長は、会長をもってあてる。

４　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（他の機関との関係）
第 12 条　協議会が第４条に規定する事業を実施するにあたっては、福岡市選挙管理委員会及び区明るい選挙推進協議会と密接な連絡協調をはかるものとする。

（庶務）
第 13 条　協議会の庶務は、福岡市選挙管理委員会事務局において処理する。

（経費）
第 14 条　協議会の経費は、福岡市選挙管理委員会の明るい選挙推進事業費をもってあてる。

（その他）
第 15 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

（改正案）

附　　則

この規約は、昭和３７年６月１日から施行する。

附　　則（昭和４８年７月１６日改正）

この改正規約は、昭和４８年７月１６日から施行する。

附　　則（昭和４９年３月２７日改正）

この改正規約は、昭和４９年３月２７日から施行する。

附　　則（平成２年４月２４日改正）

この改正規約は、平成２年４月２４日から施行する。

附　　則（平成１７年７月５日改正）

この改正規約は、平成１７年７月５日から施行する。

附　　則（令和６年７月２６日改正）

この改正規約は、令和６年７月２６日から施行する。

附　　則（令和８年７月２３日改正）

この改正規約は、令和８年７月２３日から施行する。

福岡市明るい選挙推進協議会規約　新旧対照表

現行	改正案
第１条～第10条　（略）	第１条～第10条　（略）
（会議） 第11条　協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。	（会議） 第11条　協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。 ２　協議会の会議は、会長が必要と認めるときは、前項の規定による招集を行わず、書面による決議をもって会議の決議とすることができる。ただし、委員の過半数から会議の招集を求められたときは、会長は、会議を招集しなければならない。
２　協議会の会議の議長は、会長をもってあてる。 ３　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	３　協議会の会議の議長は、会長をもってあてる。 ４　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第12条～第15条　（略）	第12条～第15条　（略）
附　　則 この規約は，昭和３７年６月１日から施行する。	附　　則 この規約は、昭和３７年６月１日から施行する。
附　　則（昭和４８年７月１６日改正） この改正規約は，昭和４８年７月１６日から施行する。	附　　則（昭和４８年７月１６日改正） この改正規約は、昭和４８年７月１６日から施行する。
附　　則（昭和４９年３月２７日改正） この改正規約は，昭和４９年３月２７日から施行する。	附　　則（昭和４９年３月２７日改正） この改正規約は、昭和４９年３月２７日から施行する。
附　　則（平成２年４月２４日改正） この改正規約は，平成２年４月２４日から施行する。	附　　則（平成２年４月２４日改正） この改正規約は、平成２年４月２４日から施行する。
附　　則（平成１７年７月５日改正） この改正規約は，平成１７年７月５日から施行する。	附　　則（平成１７年７月５日改正） この改正規約は、平成１７年７月５日から施行する。
附　　則（令和６年７月２６日改正） この改正規約は、令和６年７月２６日から施行する。	附　　則（令和６年７月２６日改正） この改正規約は、令和６年７月２６日から施行する。
	附　　則（令和８年７月２３日改正） この改正規約は、令和８年７月２３日から施行する。

令和７年度福岡市明るい選挙推進事業報告

	事業内容	時期	場所	対象・人数等
一般有権者に対する啓発	①話し合い学級の実施 有権者の政治意識の向上を図るため、公民館を中心として、身近な政治問題等をテーマに話し合う「話し合い学級」を実施	常時	公民館	指導学級32学級 1,014名参加
	②ホームページでの情報発信 選挙管理委員会ホームページに選挙制度・選挙結果等の情報を掲載	通年	ホームページ	
	③「せんきょかわら版No.49」の発行 明るい選挙の推進と有権者の政治意識の向上を図るため「せんきょかわら版」を作成し、各世帯に配布	市政だより12/15号と同時配布	全区	約91万部発行
	④啓発物資の作成 明るい選挙の啓発のため啓発物資を作成し、区役所や学校等で配布	適時		明るい選挙カレンダー
	⑤広告塔看板の設置 区役所、出張所の合計5か所の広告塔の設置	通年	区役所等	
若者に対する啓発	①新入社員研修での啓発 若い有権者の意識向上のため、福岡商工会議所が開催する「新入社員基礎講座2025」で啓発冊子を配布	4月	福岡商工会議所	新社会人約270名
	②福岡市新規採用職員研修での啓発 福岡市役所に新規採用された行政職員及び消防職員に講義を実施	4月		行政職員約370名 消防職員56名
	③20歳の人への啓発 「はたちのつどい」のお知らせはがきに選挙の啓発記事を掲載するとともに、会場にて啓発を実施	12月 ～1月		20歳の人
	④18歳選挙権等に関する啓発 住民票異動を呼びかけるポスターの掲示及び市立高校4校の3年生に対して啓発物資を配布	ポスター 通年 啓発物資 1～3月	高校 大学 専門学校 区役所等	○ポスターの掲示 市内の高校や大学など ○啓発物資の配布 市立高校4校の3年生 約1,200名へ配布
	⑤福岡市明るい選挙推進グループの育成 同世代の若者がボランティアとして明るい選挙啓発事業の企画・立案、実施をすることで、若年層を始めとする市民全体の選挙に対する意識の向上を図るため、平成21年1月に発足したグループ「CECEUF（セセウフ）」を育成	適時	市役所	○定例会（月1回） ○明るい選挙出前授業への 参加 ○セセウフ通信の発行 ○研修会等への派遣 ○選挙時における啓発

	事　業　内　容	時期	場所	対象・人数等
若者に対する啓発（学校教育と連携）	⑥明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 将来有権者となる児童・生徒の選挙への関心を高めるとともに、有権者への啓発事業に活用するためのポスターコンクールを実施	募集 7～9月 作品展 11～1月	市役所 各区役所等	市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒 30校から502点の応募 市入選：60点 県入選：9点 国入選：1点
	⑦「明るい選挙出前授業」の実施 小学6年生・中学生・高校生・大学生等を対象に模擬選挙を取り入れた「明るい選挙出前授業」を実施	随時	小学校 中学校 高校 大学等	小学校 37校　3,400名 中学校 1校　159名 高校・特別支援学校 12校　2,711名 大学等 2校　127名
	⑧生徒会役員選挙等への投票器材貸出 将来の有権者である中学生等の選挙・政治に関する意識の向上を図るため、実際に使用する投票箱や記載台等の投票器材を貸出	随時	中学校等	小学校2件 中学校19件 高校10件 特別支援学校10件 その他11件
明るい選挙推進協議会の運営	①市・区明推協総会の開催 明るい選挙推進活動のより一層の活性化を図るため、市区ごとに総会を開催	7～1月	市 区	市明推協委員20名 区明推協委員58名
	②（公財）明るい選挙推進協会会議等参加 明るい選挙推進と情報交換のため、（公財）明るい選挙推進協会の主催する会議等に参加 ①選挙啓発事務担当者研修会 ②若者リーダーフォーラム ③明るい選挙参院選全国フォーラム ④地域コミュニティフォーラム ⑤明るい選挙リーダーフォーラム ⑥代表者会議・全国フォーラム	①5月15日 ②5月17日 ③5月26日 ④10月21日 ⑤11月6～7日 ⑥3月3日	①オンライン ②佐賀県 ③東京都 ④長崎県 ⑤福岡市 ⑥東京都	①市選管職員 ②セセウフ ③市明推協会長 ④区選管職員 ⑤市明推協会長 市選管職員 ⑥市明推協会長 市選管職員

令和８年度福岡市明るい選挙推進事業計画（案）

	事　業　内　容	時期	場所	対象・人数等
一般有権者に対する啓発	①話し合い学級の実施 有権者の政治意識の向上を図るため、公民館を中心として、身近な政治問題等をテーマに話し合う「話し合い学級」を実施	常時	公民館	計画44学級（55回） 〈令和7年度実績〉 32学級開催
	②ホームページでの情報発信 選挙管理委員会ホームページに選挙制度・選挙結果等の情報を掲載	通年	ホームページ	
	③「せんきょかわら版No.50、51」の発行 明るい選挙の推進と有権者の政治意識の向上を図るため「せんきょかわら版」を作成し、各世帯に配布	市政だより11/1号、4/1（R9）号と同時配布	全区	各約92万部 発行見込
	④啓発物資の作成 明るい選挙の啓発のため啓発物資を作成し、区役所や学校、イベント等で配布	適時		明るい選挙カレンダー
	⑤広告塔看板の設置 区役所、出張所の合計5か所の広告塔の設置	通年	区役所等	
若者に対する啓発	①新入社員研修での啓発 若い有権者の意識向上のため、福岡商工会議所が開催する「新入社員基礎講座2026」で啓発冊子を配布	4月	福岡商工会議所	新社会人220名
	②福岡市新規採用職員研修での啓発 福岡市役所に新規採用された行政職員及び消防職員に講義の実施	4月		行政職員約350名 消防職員55名
	③20歳の人への啓発 「はたちのつどい」のお知らせはがきに選挙の啓発記事を掲載するとともに、会場にて啓発を実施	12月 ～1月		20歳の人
	④18歳選挙権等に関する啓発 住民票異動を呼びかけるポスターの掲示及び市立高校4校の3年生に対して啓発物資を配布	ポスター 通年 啓発物資 12月～1月	高校 大学 専門学校 区役所等	○ポスターの掲示 市内の高校や大学など ○啓発物資の配布 市立高校4校の3年生 約1,200名の配布
	⑤福岡市明るい選挙推進グループの育成 同世代の若者がボランティアとして明るい選挙啓発事業の企画・立案、実施をすることで、若年層を始めとする市民全体の選挙に対する意識の向上を図るため、平成21年1月に発足したグループ「CECEUF（セセウフ）」を育成	適時	市役所	○定例会（月1回） ○明るい選挙出前授業への参加 ○セセウフ通信の発行 ○研修会等への派遣 ○選挙時における啓発

	事 業 内 容	時期	場所	対象・人数等
若者に対する啓発（学校教育と連携）	⑥明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 将来有権者となる児童・生徒の選挙への関心を高めるとともに、有権者への啓発事業に活用するためのポスターコンクールを実施	募集 7～9月 作品展 11～1月	市役所 各区役所	市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒 〈令和7年度実績〉 30校から502点の応募 市入選：60点 県入選：9点 国入選：1点
	⑦「明るい選挙出前授業」の実施 小学6年生・中学生・高校生・大学生等を対象に模擬選挙を取り入れた「明るい選挙出前授業」を実施	随時	小学校 中学校 高校 大学等	実施校募集中 〈令和7年度実績〉 小学校37校 中学校1校 高校・特別支援学校12校 大学等2校
	⑧生徒会役員選挙等への投票器材貸出 将来の有権者である中学生等の選挙・政治に関する意識の向上を図るため、実際に使用する投票箱や記載台等の投票器材を貸出	随時	中学校等	実施校募集中 〈令和7年度実績〉 52件
明るい選挙推進協議会の運営	①市・区明推協総会の開催 明るい選挙推進活動のより一層の活性化を図るため、市区ごとに総会を開催	7～9月	市 区	市明推協委員20名 区明推協委員58名
	②（公財）明るい選挙推進協会会議等参加 明るい選挙推進と情報交換のため、（公財）明るい選挙推進協会の主催する会議等に参加 ①選挙啓発事務担当者研修会 ②若者リーダーフォーラム ③地域コミュニティフォーラム ④明るい選挙リーダーフォーラム ⑤代表者会議・全国フォーラム	①4月24日 ②8月22日 ③9月8日 ④1月14日～15日 ⑤3月3日	①オンライン ②大分県 ③宮崎県 ④熊本市 ⑤東京都	①市選管職員 ②セセウフ ③区選管職員 ④市明推協会長 市選管職員 ⑤市明推協会長 市選管職員

衆議院議員総選挙啓発事業（実施報告）

新聞広告やテレビ、ラジオＣＭなど、全国又は県域を対象とした広範囲のものは国、県が実施。
市は、主として市内地域に密着した啓発事業として、各種広告物の掲示、若者向け啓発事業などを実施。
期　間：１月 27 日（火）～２月８日（日）

１　ポスター等各種広告物

啓発項目	内容
ポスター	公共施設、市地下鉄掲示板、専修学校等に掲示
のぼり	本庁、区役所、出張所等に掲示
大型画面・ＰＲボード	市競艇場、市総合図書館、市民福祉プラザの電光掲示板に表示
インフォメーションビジョン	福岡市明るい選挙推進グループセセウフが自主制作した動画をＪＲ博多シティビジョンにて放映
地下鉄電光表示器	市地下鉄各駅の駅構内電光表示器に表示



ポスター



のぼり



地下鉄電光表示器

2　配布物、メディア等

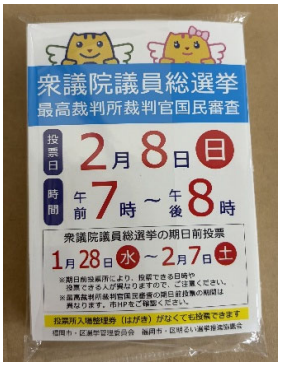
啓発項目	内　　容
投票所入場整理券	約 133 万通
選挙公報	約 89 万世帯
市政だより	２/１号　情報 BOX に掲載
市動画サイト「福岡チャンネル」	福岡市明るい選挙推進グループ「セセウフ」が自主制作した動画を配信
ふくおかサポート	選挙期日の案内等を配信
市 X（旧 Twitter）、Facebook、LINE VOOM、Instagram	選挙期日の案内等を配信
選挙特設サイト	選挙に関する情報発信

3　街頭啓発

２月５日　　市選管事務局の職員による街頭啓発（西鉄福岡駅周辺）

２月２日～５日　　各区の街頭啓発

※啓発物資：ポケットティッシュ



4　若者向け啓発事業

(1)大学生（セセウフ）による選挙啓発

・１月 31 日（土）～２月７日（土）の市役所１階市民ロビー期日前投票所で、投票立会人に従事

・啓発動画を作成

ＪＲ博多シティビジョンで放映

福岡市動画サイト「福岡チャンネル」、特設サイトで配信



セセウフによる啓発動画作成